

令和4年10月

お客様各位

不渡情報の共同利用について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和4年11月の電子交換所設立に伴い、「不渡情報の共同利用について」を下記のとおり改定させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

今後も、より一層サービスの向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

令和4年11月4日（金）より

2. 不渡情報の共同利用について

- ・各地手形交換所は2022年11月2日（水）をもって交換業務を終了します。
上記に伴い、不渡情報の共同利用を終了します。
- ・共同利用終了以降、各地手形交換所および各地銀行協会は、不渡情報の共同利用により取得した各地手形交換所の不渡情報を削除いたしますので、その削除後、当該情報について開示請求等を行われた場合、一律「該当情報はありません」とのご回答となりますのでご承知おきください。
- ・なお、2022年11月4日（金）以降の手形業務については、全国銀行協会が運営する電子交換所に引き継がれますが、各地手形交換所の不渡情報は電子交換所へ引き継がれません。

主な改定内容につきましては「新旧対照表」をご確認ください。

以上